令和8年11月11日　　支担官第461号

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　廣瀬　和希
（ 公　印　省　略 ）

公　　告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

１．入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0730	ＡＸ／ＤＸによる情報保全態勢変革に向けた将来構想策定のための調査研究役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和９年３月３１日

２．入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

３．入札日時　　令和８年１２月８日(火)　（１０：３０）

４．入札場所　　防衛省市ヶ谷庁舎Ｅ２棟３階入札室

５．参加資格　（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

６．入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７．入札保証金及び契約保証金　　免　除

８．入札の無効　５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否　　要

10．適用する契約条項　　役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11．その他
（１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（４）入札に関する条件　仕様書3.2.1に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.2に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
（提出期限：令和８年　１１月　２６日　(木)　１２：００　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

（５）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、 令和８年　１２月　４日　（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（６）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（７）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
　〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　（庁舎Ａ棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
　受付時間　９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

<u>また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信</u>すること。
メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp
メール件名　　：「件名：○○○」　入札案内送信依頼
添付ファイル　：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係　髙瀬　電話　03-3268-3111　内線20826

別紙

適合条件

１　条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

ア 過去５年以内に、官公庁、独立行政法人又は地方公共団体において、情報システムに関する企画構想又は要件定義を実施した実績を有すること。

イ　過去５年以内に、官公庁、独立行政法人又は地方公共団体において、業務分析、課題分析及び業務変革に関する支援を実施した実績を有すること。

ウ　過去５年以内に、官公庁、独立行政法人又は地方公共団体において、ＡＩ技術及びデジタル技術に関する調査研究、技術支援又は適用可能性評価を実施した実績を有すること。

エ　過去５年以内に、防衛省の複数機関を対象とした調整、意見集約及び要件整理を伴う調査研究又は技術支援を実施した実績を有すること。

オ　過去５年以内に、情報保全、情報セキュリティ又はリスク管理に関する調査研究又は技術支援を実施した実績を有すること。

２　提出書類

１の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示し、綴るものとする。）

資料の提出にあたり、客観的に事実を確認できる資料として、条件に合致する箇所をハッチングしたうえで以下を添付して提出すること。

ア 資格の提出を求めているものについては、資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

３　提出部数

１部

４　提出期限

令和８年１１月２６日（木）１２００

５　その他

ア　虚偽がないものとする。

イ　書類提出後、官側から細部補足資料等を求める場合がある。

ウ　提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の１７時１５分までとする。

仕様書			
件　名	ＡＸ／ＤＸによる情報保全態勢変革に向けた将来構想策定のための調査研究役務	作成年月日	令和８年１０月２９日
		仕様書番号	
		防衛政策局調査課	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、「ＡＸ／ＤＸによる情報保全態勢変革に向けた将来構想策定のための調査研究役務（以下「本役務」という。）」を実施するに当たり、その実施要領を次のとおり定めるものである。

1.2　用語の定義

a)　ＡＸ　ＡＩ　Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎの略。ＡＩ技術を活用した業務変革のこと。

b)　ＤＸ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎの略。デジタル技術を活用した業務変革のこと。

1.3　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a)　引用文書

1)　「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月１３日閣議決定）

2)　「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和７年５月２７日デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下「標準ガイドライン」という。）

3)　「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）

4)　「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」（令和７年５月２７日デジタル社会推進会議幹事会決定）

5)　「防衛省デジタル・ガバメント推進計画」（平成３０年６月２９日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

6)　「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成１２年法律第１００号）

7)　「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和８年２月３日変更閣議決定）

8)　「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）

9)「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）

1.4　一般事項

一般事項は、次による。

a)　契約相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満たさなければならない。

b)　契約相手方は、本役務の履行に係る官側との連絡調整を担う者及び業務全般を統括する責任者を定め、官側に通知するものとする。

c)　契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。

d)　契約相手方は、本役務の履行に当たり官側から貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。

e)　契約相手方は、本役務で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないこと。また、役務員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。

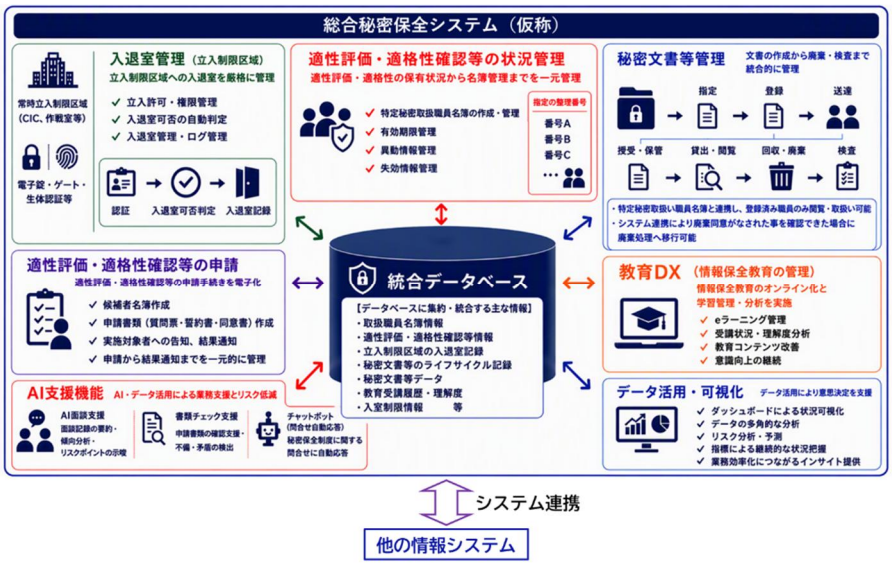
f)　パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては、その内容について、あらかじめ官側の了解を得るものとする。なお、業務関係書類とは、契約の相手方が本役務に基づき作成・取得する全ての書類とする。

2　役務に関する要求

2.1　役務の目的

防衛省の情報保全業務は、紙や人手による手続・管理といったアナログかつ複雑な業務に依存しており、ヒューマン・エラーの発生リスクや業務負担の増大につながっている。このため、情報保全業務におけるＡＸ／ＤＸを推進することにより、従来の業務の在り方を変革し、自動化、効率化及び高度化を図り、実効的な情報保全態勢構築を目指しており、現在、ヒューマン・エラーの発生リスクの局限及び情報保全業務の自動化等に向けた取組として、令和１１年度末の運用開始を目指し、総合秘密保全システム（仮称）の導入に向けた取組を進めている。

その上で本調査研究は、５～１０年後を見据えた情報保全態勢のあるべき将来構想の策定に資するため、防衛省における情報保全業務の実態及び課題を整理・分析するとともに、国内外におけるＡＩ技術及びデジタル技術等の技術動向並びに先進的な活用事例を調査・整理し、今後のＡＸ／ＤＸによる情報保全態勢変革に向けた将来構想の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。



総合秘密保全システム（仮称）

2.2　役務期間、実施場所

2.2.1　役務期間

契約締結日から令和９年３月３１日までの期間とする。

2.2.2　役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町５－１）、契約相手方の施設内及び官側の指定する場所とする。

2.3　役務実施事項

2.3.1　実施計画書の作成

契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに、次の事項を記載した実施計画書を作成し、官側と協議の上、提出すること。

なお、本役務を履行していく中で当該実施計画書の内容に変更等がでることを妨げるものではない。

a)　役務の細部項目

b)　役務の実施要領（スケジュールを含む。）

2.3.2　実施体制表の作成

契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表を作成し、官側と協議の上、提出すること。また、実施体制に変更が生じる場合は、遅滞な

く官側と協議を行い、変更後の実施体制表を提出すること。

2.3.3　進捗管理

契約相手方は、作業全体及び各業務の進捗を把握できる進捗管理表を作成し、本役務の進捗状況、内容等について管理を行い、週１回を基準として官側に報告すること。

2.3.4　情報保全業務の実態分析

a)　平素における業務分析

契約相手方は、防衛省の平素における情報保全業務の現状及び実態を把握するため、関係法令、規則等の分析を行うとともに、業務担当者等へのヒアリングを実施し、平素における情報保全業務の実態を調査するものとする。

また、各業務について、実施主体、業務フロー、情報の流れ、処理件数、所要時間、判断・確認・調整の内容、情報共有の方法並びに利用しているシステム及びネットワーク環境の実態を踏まえ整理するとともに、業務の属人化、人手作業への依存、ヒューマン・エラーが起こり得る状況について分析・整理するものとする。

b)　部隊行動時における業務分析

契約相手方は、部隊行動時における情報保全業務の実施状況について業務担当者へのヒアリングを実施し、平素と比較した際の業務上の制約、部隊行動との関係、業務継続上の問題点及び情報共有上の問題点等を整理するものとする。

また、部隊行動に支障を及ぼす可能性のある保全措置及び業務プロセスを抽出し、分析・整理するものとする。

c)　課題分析

契約相手方は、前２項を踏まえ、情報保全業務の実態に係る課題を洗い出し、その発生要因及び相互関係を分析・整理するものとする。

2.3.5　国内外における技術動向調査

a)　ＡＩ技術

契約相手方は、生成ＡＩ、ＡＩエージェント、自然言語処理技術、機械学習その他のＡＩ関連技術について調査し、その特徴、成熟度及び技術動向を整理するものとする。

b)　デジタル技術

契約相手方は、業務自動化、ワークフロー、電子文書管理、ナレッジマネジメント、データ分析基盤その他のデジタル技術について調査し、その特徴、成熟度及び技術動向を整理するものとする。

c)　その他の先進技術分野

契約相手方は、ＡＩ技術及びデジタル技術以外の先進技術について調査し、その特徴及び技術動向を整理するものとする。

2.3.6　国内外の先進事例調査

契約相手方は、国内外の政府機関、地方公共団体及び民間組織におけるＡＩ技

術及びデジタル技術の活用事例について調査し、その成果及び課題を整理するものとする。

3　契約相手方の要件等

3.1　契約相手方の要件

a)　過去５年以内に、官公庁、独立行政法人又は地方公共団体において、情報システムに関する企画構想又は要件定義を実施した実績を有すること。

b)　過去５年以内に、官公庁、独立行政法人又は地方公共団体において、業務分析、課題分析及び業務変革に関する支援を実施した実績を有すること。

c)　過去５年以内に、官公庁、独立行政法人又は地方公共団体において、ＡＩ技術及びデジタル技術に関する調査研究、技術支援又は適用可能性評価を実施した実績を有すること。

d)　過去５年以内に、防衛省の複数機関を対象とした調整、意見集約及び要件整理を伴う調査研究又は技術支援を実施した実績を有すること。

e)　過去５年以内に、情報保全、情報セキュリティ又はリスク管理に関する調査研究又は技術支援を実施した実績を有すること。

3.2　本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする

3.2.1　役務員の要件

a)　契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

b)　本役務の業務全般を統括する責任者となる業務従事者

1)　以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。

・ＰＭＰ（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）

・情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）

2)　官公庁における情報システム、デジタル化施策又は業務改革に関する知識を有し、以下のいずれかの経験を有すること。

・官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における、情報システムに関する企画構想又は要件定義の経験

・官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における、業務分析、課題分析又は業務変革の経験

・官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における、ＡＩ技術及びデジタル技術に関する調査研究又は技術支援の経験

3)　防衛省における情報保全に関する業務又は業務支援の実績を有すること。

c)　実務を担当する業務従事者

実務を担当する業務従事者は、次の要件を満たす者を配置すること。

なお、1)～10)までに掲げる要件は、同一の業務従事者が複数満たすことを可とする。

1)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における業務分析、業務プロセス分析、課題分析、業務改革又はＢＰＲに関する調査研究の経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

2)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体におけるＡＩ技術又はデジタル技術の業務適用に関する調査研究の経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

3)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における情報システムの企画構想又は要件整理支援の経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

4)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における生成ＡＩ、ＡＩエージェント、自然言語処理技術又は機械学習に関する知識又は実務経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

5)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における業務自動化、ワークフロー、電子文書管理、ナレッジマネジメント又はデータ分析基盤に関する知識又は実務経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

6)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体におけるデジタル技術の業務適用評価に関する知識又は実務経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

7)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体におけるデジタル化施策又はＤＸ推進に関する支援経験を有する者を少なくとも１名は含めること。

8)　防衛省の複数機関を対象とした調整、意見集約及び分析・要件整理を伴う調査研究又は技術支援の業務に従事した実績を有する者を少なくとも１名は含めること。

9)　官公庁、独立行政法人又は地方公共団体における、情報管理規程、セキュリティポリシー、マニュアル、教育、点検項目等の作成又は見直しの業務又は業務支援の実績を有する者を少なくとも１名は含めること。

10)　防衛省における情報保全に関する業務又は業務支援の実績を有する者を少なくとも１名は含めること。

d)　原則として全ての業務従事者（再委託先を含む。）は、日本国籍を有していること。

e)　上記の業務従事者は、それぞれに掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。また、業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4　役務従事者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、役務関係者名簿（氏名、国籍、現住所、生年月日、所属、主たる担当業務及び主たる作業場所）を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官の承認を得るものとする。

5　提出書類

契約相手方は、表１に示す提出書類を提出し、要求元の承認を得るものとする。

表１－提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	各１	契約後速やかに	電子媒体
実施体制表			
役務関係者名簿		契約後速やかに及び必要の都度	
業務実態分析結果報告書		令和９年３月３１日	
AI、デジタル技術等に関する調査結果報告書		令和９年３月３１日	
先進事例調査結果報告書		令和９年３月３１日	
役務最終報告書		令和９年３月３１日	

※契約相手方が準備した電子媒体については、CD-R 等に格納し、又は、電子メールで提出すること。

6　納入場所

〒１６２－８８０１　東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省防衛政策局調査課

7　検収

支出負担行為担当官及び防衛政策局調査課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）が行う。

8　情報保全

8.1　守秘義務

契約相手方は、本役務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

8.2　情報保全に係る体制の確保

契約相手方は、本役務の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第２項第１号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

a) 本役務を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。

b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を確保すること。

c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を確保すること。

8.3 保護情報

契約相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。

a) 保護すべき情報の細部については、表２のとおりとする。

表２－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省・自衛隊内で使用する情報システムの情報	設計図、システム構成図、ネットワーク構成図、IPアドレス及びアカウント情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	「対外厳秘」、「注意」及び「部内限り」が記載された情報	―	

8.4 情報の取扱い

本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物（寄託品を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べき

ソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

9　その他の指示

9.1　貸付品

契約相手方は、本役務の履行に必要な官側の保有する資料等について、要求元と細部を協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。

9.2　官側の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

a)　現地調査を実施する際の諸調整

b)　事務室、水、電気、端末及び内線電話の使用

c)　その他、官側が必要と認めた事項

9.3　所有権及び著作権

a)　本役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

b)　第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

9.4　第三者の従事

契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

9.5　立入禁止場所等への立入

契約相手方は、防衛省の各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

9.6　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

契約相手方は、本役務において使用する物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和８年２月３日閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

9.7　疑義事項

契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。